

中華人民共和國專利法實施細則¹

1. 2001 年 6 月 15 日中華人民共和國國務院令 第 306 号で公布
2. 2002 年 12 月 28 日「國務院による『中華人民共和國專利法實施細則』の改正に関する決定」により第 1 回改訂
3. 2010 年 1 月 9 日「國務院による『中華人民共和國專利法實施細則』の改正に関する決定」により第 2 回改訂
4. 2020 年 11 月 27 日意見募集稿

目 次

第一章 總 則

第二章 專利の出願

第三章 專利出願の審査と許可

第四章 專利出願の復審と專利權の無効宣告

第五章 專利實施の強制許諾

第六章 職務發明創造の發明者又は創作者に対する奨励と報酬

第七章 專利權の保護

第八章 專利的登録と專利公報

第九章 料金

第十章 國際出願に関する特別規定

第十一章 意匠國際出願の特別規定

第十二章 附則

第一章 總 則

第 1 条 「中華人民共和國專利法」(以下「專利法」と略称する)に基づいて、この細則を制定する。

第 2 条 專利法とこの細則に規定する各種の手続きは、書面形式又は國務院專利行政部門が規定するその他の形式で行わなければならない。書面形式は電子形式と紙形式を含む。

紙形式で提出された各種の書類は、國務院專利行政部門により電子形式に変換され、電子システムデータベースに格納され、原紙形式の書類と同等の効力を有し、当事者が國務院專利行政部門の電子システムデータベースの記録に誤りがあることを証明する証拠を確

¹ 原文の出典：

<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E9%99%84%E4%B%B61%20%E4%B8%93%E5%88%A9%E6%B3%95%E5%AE%9E%E6%96%BD%E7%BB%86%E5%88%99%E4%BF%AE%E6%94%B9%E5%BB%BA%E8%AE%AE%EF%BC%88%E5%BE%81%E6%B1%82%E6%84%8F%E8%A7%81%E7%A8%BF%EF%BC%89%E5%AF%B9%E7%85%A7%E8%A1%A8.pdf&filename=4d580f0b23d042a8a21b6cb366f6590b.pdf> 訪問年月日：2020 年 11 月 28 日

かに有する場合はこの限りでない。

第3条 専利法及びこの細則に基づいて提出する各種の書類は中国語を使用しなければならない。国によって統一して規定された科学技術用語がある場合には、規範化された用語を採用しなければならない。外国の人名、地名、科学技術用語に統一された中国語訳がない場合は、原文を注記しなければならない。

専利法及びこの細則に基づいて提出される各種の証明書及び証明書類が外国語によるものであって、国務院専利行政部門が必要と認める場合は、指定期限内に中国語の翻訳文の追加送付を当事者に求めることができる。期間を経過しても追加送付されなかった場合には、当該証明書と証明書類が提出されていなかったものとみなす。

第4条 国務院専利行政部門に郵送された各種書類は、差出の消印の日付を提出日とする。消印の日付が不明瞭な場合は、当事者が証明を提出することができる場合を除き、国務院専利行政部門が受領した日を提出日とする。

電子形式で専利出願及び各種書類を提出された場合は、国務院専利行政部門の電子システムが受領した日を提出日とする。

国務院専利行政部門による各種の書類は、電子形式、郵送、直接交付、又はその他の方法によって当事者に送達することができる。当事者が専利代理機構に委託している場合は、書類を専利代理機構宛てに送付する。専利代理機構に委託していない場合は、書類は願書に指定された連絡人宛てに送付する。

国務院専利行政部門が郵送する各種の書類は、書類発送の日より満15日²をもって、当事者が書類を受領した日と推定する。

国務院専利行政部門の規定により、直接交付しなければならない書類は、交付日を送達日とする。

書類の送付先の住所が不明のために郵送することができない場合は、公告することによって当事者に送達することができる。公告の日より満1月をもって当該書類が送達されたものとみなす。

第5条 専利法及びこの細則に規定する各種の期間の初日は期間に算入しない。期間が年又は月をもって計算する場合は、その最終の月に応当する日を期間の満了日とし、その月に応当する日がない場合はその月の最後の日を期間の満了日とする。期間の満了日が法定の休日である場合は、休日後の最初の就業日を期間の満了日とする。

第6条 当事者が不可抗力事由により、専利法又はこの細則に規定する期間又は国務院専利行政部門が指定した期間に遅れたことに起因して権利を喪失した場合は、障害が除去した日より2月以内に、遅くとも期間の満了日より2年以内に、国務院専利行政部門に権利の回復を請求することができる。

前項に規定する事情を除き、当事者がその他の正当理由により、専利法又はこの細則に規定する期間又は国務院専利行政部門が指定した期間に遅れたことが原因で、権利を喪失した場合は、国務院専利行政部門による通知を受領した日より又は復審請求期間満了の日より2月以内に国務院専利行政部門に権利の回復を請求することができる。

² 実務上、これを「15日のルール」という。

当事者が本条第1項又は第2項の規定に基づいて権利の回復を請求する場合、権利回復請求書を提出しなければならない、理由を説明し、必要に応じて関連する証明書類を添付し、権利の喪失前に行うべき相応の手続きを取らなければならない。本条第二項の規定に基づいて権利の回復を請求する場合は、さらに権利回復請求料を納付しなければならない。

当事者より国務院専利行政部門が指定した期間の延長を請求する場合は、期間の満了日までに国務院専利行政部門に理由を説明し、かつ関連手続きを取らなければならない。

国に緊急事態又は非常事態になった場合、国務院専利行政部門はこの細則で規定された期間及び国務院専利行政部門によって指定された期間を延長することができ、又は関連の手続きを簡略化することができる。

本条第1項及び第2項の規定は、専利法第24条、第29条、第42条、第6874条に規定する期間には適用しない。

第7条 専利出願が国防利益に関わるもので秘密保持が必要である場合は、国防専利機構が受理して審査を行う。国務院専利行政部門が受理し、国防利益に関わるもので秘密保持が必要である専利出願は、遅滞なく国防専利機構に移管して審査を行わなければならない。国防専利機構の審査を経て拒絶理由を発見しない場合は、国務院専利行政部門が国防専利権の付与を決定する。

国務院専利行政部門は、受理した発明又は実用新案の専利出願が国防利益以外の国家安全又は重大利益に関わるもので秘密保持が必要であると認めた場合、遅滞なく秘密専利出願として処理することを決定し、出願人に通知しなければならない。秘密専利出願の審査、復審³及び秘密専利権の無効宣告に関わる特別の手続きは、国務院専利行政部門が規定する。

第8条 専利法第2019条にいう中国において完成された発明又は考案とは、技術方案の実体的な内容が中国の域内で完成した発明又は考案をいう。

いかなる単位又は個人も中国において完成した発明又は考案を、外国に専利出願する場合は、次に掲げる方法のいずれかに従って、国務院専利行政部門に秘密保持審査を請求しなければならない。

(一) 直接に外国に専利出願をし又は関連する外国の機構に専利国際出願をする場合は、事前に国務院専利行政部門に請求し、かつその技術方案について詳しく説明しなければならない。

(二) 国務院専利行政部門に専利出願後外国に専利出願をし又は関連する外国の機構に専利国際出願をする場合は、外国に専利出願をし又は関連する外国の機構に専利国際出願をする前に国務院専利行政部門に請求しなければならない。

国務院専利行政部門に専利国際出願⁴をする場合は、同時に秘密保持審査請求をしたものとみなす。

第9条 国務院専利行政部門は、この細則第8条により提出された請求を受理した後、審

³ 訳注：「復審」は、日本の「拒絶査定不服審判」に対応する審判である。

⁴ 訳注：この「専利国際出願」は、日本の「特許協力条約に基づく国際出願」と同義である。

査を経て当該発明又は考案が国家の安全又は重大利益に関わる可能性があつて秘密保持が必要であると認めた場合、遅滞なく出願人に秘密保持審査通知を発行しなければならない。出願人は、その請求の提出日から4月以内に秘密保持審査通知を受領していない場合、当該発明又は考案について、外国に専利出願又は関連する外国の機構に専利国際出願をすることができる。

国務院専利行政部門は前項の規定に基づいて秘密保持審査の通知を行った場合、秘密保持の要否を遅滞なく決定し、出願人に通知しなければならない。出願人は、その請求の提出日から6月以内に秘密保持が必要である旨の決定を受領していない場合、当該発明又は考案を外国に専利出願又は関連する外国機構に専利国際出願をすることができる。

第10条 専利法第5条にいう国の法律に違反する発明創造には、その実施のみが法律によって禁止されている発明創造を含まないものとする。

第11条 専利法第28条及び第42条に規定する場合を除き、専利法にいう出願日とは優先権を有する場合に優先日を指す。

この細則にいう出願日とは、別途規定がある場合を除き、専利法第28条に規定する出願日を指す。

第12条 専利法第6条にいう所属単位の任務を遂行することによって完成した職務発明創造とは、次に掲げる発明創造をいう。

(一) 本職である職務⁵の遂行によって完成した発明創造

(二) 所属単位によって与えられた本職以外の任務を遂行して完成した発明創造

(三) 定年退職、転職後又は労働、人事関係の終了後1年以内に完成した発明創造であつて、元の所属単位で担当していた本職又は元の所属単位によって与えられた任務に関する発明創造

専利法第6条にいう所属単位には一時的な勤め先が含まれる。専利法第6条にいう所属単位の物質的技術条件とは、所属単位の資金、設備、部品、原材料、又は対外的に公開しない技術資料などを指す。

第13条 専利法にいう発明者又は創作者とは、発明創造の実体的特徴に対して創造的な貢献をした者を指す。発明創造を完成させる過程において、単にその仕事をマネジメントする者、物質的技術条件の利用のために便宜を図った者、又はその他の補助的な作業に従事した者は発明者又は創作者ではない。

第14条 専利法第10条の規定に基づいて専利権を譲渡する場合を除き、専利権がその他の事由によって移転する場合は、当事者は関係の証明書類又は法律文書をもって、国務院専利行政部門に専利権の移転の手続きを取らなければならない。

専利権者が他人と締結した専利実施許諾契約は、~~契約発効の日より3月以内に~~国務院専利行政部門に届出なければならず、届出を経なければ善意の第三者に対抗することができない。

専利権をもって質権が設定される場合は、質権設定者と質権者によって共同で、国務院専利行政部門で質権の設定の手続きを取らなければならない。

⁵ 訳注：原文は「本職工作」である。

第二章 専利の出願

第 15 条 ~~書面形式で専利出願をする場合は、国務院専利行政部門に出願書類を一式二部提出しなければならない。~~

~~国務院専利行政部門が規定するその他の書面~~形式で専利出願する場合は、規定された要求を満たさなければならない。

申請人が専利代理機構に委任して国務院専利行政部門に専利出願し又はその他の専利事務を行う場合は、同時に委任する権限を明記した委任状を提出しなければならない。

紙形式で提出された専利出願の場合、出願人が二人以上でかつ専利代理機構に委任していない場合は、願書に別途声明している場合を除き、願書に指定されている第一出願人を代表者とする。

電子形式で提出された専利出願の場合、出願人が二人以上でかつ専利代理機構に委任していない場合は、電子形式の専利出願を提出した出願人を代表者とする。

新規第 15 条の一 専利法第 18 条第 1 項の規定に基づいて代理機構を委託した場合、次に掲げる事務に関して、出願人又は専利権者が自らすることができる。

(一) 優先権を主張する場合、先の出願書類の副本の提出、

(二) 費用の納付、

(三) 国務院専利行政部門が規定する他の事務。

第 16 条 発明、実用新案又は意匠専利出願の願書に次に掲げる事項を明記しなければならない。

(一) 発明、考案又は意匠の名称

(二) 出願人が中国の単位又は個人の場合、その名称又は氏名、住所、郵便番号、組織機構統一社会信用コード又は住民身分証明書の番号。出願人が外国人、外国企業又は外国のその他の組織の場合は、その氏名又は名称、国籍又は登録された国又は地域

(三) 発明者又は創作者の真の身分情報氏名

(四) 出願人が代理機構に委任している場合は、受任機構の名称、機構コード及び当該機構が指定する専利代理師人の氏名、執業免許番号、連絡先の電話番号

(五) 優先権を主張する場合、出願人が最初の専利出願（以下「先の出願」と略称する）の出願日、出願番号及び原受理機関の名称

(六) 出願人又は専利代理機構の署名又は押印

(七) 出願書類目録

(八) 添付書類目録

(九) その他の明記すべき関連事項

第 17 条 発明又は実用新案の専利出願の明細書は発明又は考案の名称を明記しなければならない。当該名称は願書における名称と一致しなければならない。明細書には次に掲げる内容が含まれていなければならない。

(一) 技術分野：保護を求める技術方案の属する技術分野を明記する。

(二) 背景技術：発明又は考案に対する理解、検索、審査に役立つ背景技術を明記する。可能な場合は、これらの背景技術が反映される技術文献を引証する。

(三) 発明の内容：発明又は考案が解決しようとする技術課題及びその技術課題を解決するために採用した技術方案を明記し、かつ従来技術に照らして、発明又は考案による有利な効果を明記する。

(四) 図面の説明：明細書に図面がある場合は、各図面について簡単な説明をする。

(五) 具体的な実施形態：発明又は考案を実現するのに出願人が最適と思われる形態を詳細に明記する。必要に応じて、例を挙げて説明する。図面がある場合は、図面を参照する。

発明又は実用新案専利の出願人は、前項に規定する形式及び順序に基づいて明細書を作成しなければならない。かつ明細書の各部分の前にタイトルを明記しなければならない。発明又は考案の性質上その他の形式又は順序で作成した方が、明細書の紙幅を節約することができかつ他人にその発明又は考案を正確に理解させることができる場合は除く。ない。

発明又は実用新案の明細書は、用語が規範されたもので文が明瞭でなければならない。かつ「クレーム…に記載の…であって」のような引用文を用いてはならず、商業的な宣伝用語も用いてはならない。

発明専利出願に一又は複数のヌクレオチド又はアミノ酸配列が含まれる場合、明細書には国務院専利行政部門の規定に従っている配列表を含めなければならない。~~出願人は当該配列表を明細書の一の単独の部分として提出しなければならない。かつ国務院専利行政部門の規定に従い、当該配列表のコンピュータによって読み取り可能な副本を提出しなければならない。~~

実用新案専利出願の明細書には、保護を求める物品の形状、構造又はその組み合わせを示す図面を備えなければならない。

第 18 条 発明又は考案に係る数枚の図面は「図 1、図 2、……」の順に番号を付与して配列しなければならない。

発明又は実用新案の明細書の文字部分に言及していない図面の記号は図面中に現れてはならず、図面中に現していない記号は明細書の文字部分で言及してはならない。出願書類の中で同一の構成部分を示す図面における記号は一致しなければならない。

図面において、必須の語句を除き、その他の注釈を含むべきでない。

第 19 条 請求の範囲には、発明又は考案の技術特徴⁶を記載しなければならない。

請求の範囲に複数のクレームがある場合は、アラビア数字で番号を付与しなければならない。

請求の範囲において使用する科学技術用語は明細書において使用する科学技術用語と一致しなければならない。化学式又は数式はあってもよいが、挿絵はあつたはならない。絶対に必要な場合を除き、「明細書…の部分に記載されたように」又は「図面…に示すように」などの表現を使用してはならない。

クレームにおける技術特徴は明細書の図面における対応する記号を引用することがで

⁶ 訳注：「技術特徴」は、日本語のクレームの「構成要件」に対応する。

き、当該記号は、クレームの理解の助けになるように対応する技術特徴の後に置きかつ括弧で括らなければならない。図面の記号はクレームへの制限として解釈してはならない。

第20条 請求の範囲は、独立クレームを有しなければならず、従属クレームを有してもよい。

独立クレームは発明又は考案に係る技術方案を全体的に反映し、技術課題を解決するための必須技術特徴を記載しなければならない。

従属クレームは付加技術特徴を用いなければならず、引用するクレームに対して更なる限定をしなければならない。

第21条 発明又は考案に係る独立クレームは前提部と特徴部を備えなければならず、以下の規定に従い作成しなければならない。

(一) 前提部：保護を求める発明又は考案の技術方案の主題の名称及び発明又は考案の主題が最も近い従来技術と共有する必須技術特徴を記載する。

(二) 特徴部：「・・・を特徴とする」又は類似の用語を用い、発明又は考案が最も近い従来技術から区別される技術特徴を記載する。これらの特徴は前提部に明記した特徴と合わせて、発明又は実用新案の保護を求める範囲を限定する。

発明又は考案が性質上前項の形式による表現に適さない場合、独立クレームはその他の形式で作成してもよい。

一の発明又は考案には一の独立クレームしか有さなければならず、かつ同一発明又は考案の従属クレームの前に記載しなければならない。

第22条 発明又は考案の従属クレームは引用部分と限定部分を備えなければならず、以下の規定に従い作成しなければならない。

(一) 引用部分：引用するクレームの番号と主題名称を明記する。

(二) 限定部分：発明又は考案に係る付加技術特徴を明記する。

従属クレームはその前のクレームしか引用することができない。二以上のクレームを引用する複数項の従属クレームは、択一的にその前のクレームしか引用することができず、かつ他の複数項に従属する従属クレームの基礎としてはならない⁷。

第23条 明細書の要約には発明又は実用新案の専利出願によって公開される内容の概要を明記しなければならず、すなわち、発明又は考案の名称と所属する技術分野を明記し、かつ解決しようとする技術課題、当該課題を解決するための技術方案の要点及び主要用途を明確に反映しなければならない。

明細書の要約には発明を最も説明することができる化学式を含ませることができる。図面のある専利出願は、さらに当該発明又は考案の技術特徴を最も説明することができる明細書の図面を、要約書の図面として提供願書において指定しなければならない。図面の大きさと明瞭度は、当該図面が4cm×6cmに縮小されても、図面における細部が鮮明に識別することができるように確保しなければならない。要約の文字部分は300字を超えてはならない。要約において商業的宣伝用語を使用してはならない。

第24条 専利出願に係る発明が新しい生物材料に係るものであって、当該生物材料は公

⁷ 実務では、これを「マルチのマルチ」という。中国では、実務上「多項に多項を従属する」という。

衆が入手することができず、かつ当該生物材料に対する説明が所属の分野における技術者がその発明を実施するのに不十分である場合は、専利法及びこの細則の関連規定に適合しなければならないことに加え、出願人は次に掲げる手続きも取らなければならない。

(一) 出願日前又は遅くとも出願日（優先権がある場合には、優先日を指す）に、当該生物材料の試料を国務院専利行政部門によって認可された寄託機関に寄託し、かつ出願時又は遅くとも出願日より4月以内に寄託機関が発行する寄託証明と生存証明書を提出しなければならない。期間を経過しても証明が提出されていない場合は、当該試料は寄託していないものとみなす。

(二) 出願書類において、当該生物材料の特徴に関する資料を提供する。

(三) 生物材料の試料の寄託に係る専利出願は、願書及び明細書中に当該生物材料の分類命名（ラテン語名称を注記する）、当該生物材料を寄託した機関の名称、住所、寄託年月日、寄託番号を明記しなければならない。出願時に明記していない場合は、出願日から4月以内に補正しなければならない。期間を経過しても補正されなかった場合は、寄託されていなかったものとみなす。

第25条 発明専利出願人がこの細則第24条の規定に基づいて生物材料の試料を寄託した場合、発明専利出願が公開された後、いかなる単位又は個人も当該専利出願に係る生物材料を実験目的で使用したい場合は、国務院専利行政部門に申請しなければならない。かつ次に掲げる事項を明記しなければならない。

(一) 申請者の氏名又は名称及び住所

(二) ほかのいかなる人にも当該生物材料を提供しない旨の保証

(三) 専利権が付与されるまでに、実験目的としてのみ使用する旨の保証

第26条 専利法にいう遺伝資源とは、人体、動物、植物又は微生物など由来で、遺伝的機能単位を含んでおり、かつ現実的又は潜在的な価値を有する材料を指す。専利法にいう遺伝資源に依存して完成した発明創造とは、遺伝資源の遺伝的機能を利用して完成した発明創造をいう。

遺伝資源に依存して完成した発明創造について専利出願をする場合、出願人は願書においてその旨を説明し、かつ国務院専利行政部門が制定した表に記入しなければならない。

第27条 ~~出願人は色彩の保護を求める場合、彩色図面又は写真を提出しなければならない。~~ (第3項に移動)

出願人は各意匠に係る物品が保護を受けようとする内容について~~関連する規定に合致した~~図面又は写真を提出しなければならない。

~~部分意匠専利を出願する場合は、物品全体の六面図を提出しなければならない。かつ点線と実線の組み合わせ、又はその他の方法で保護を必要とする内容を表明しなければならない。~~

~~出願人は色彩の保護を求める場合、彩色図面又は写真を提出しなければならない。~~

第28条 意匠の簡単な説明において、意匠に係る物品の名称、用途及び意匠の設計要点を明記し、かつ設計要点を最も表現することができる図面又は写真を一図指定しなければならない。投影図を省略した場合又は色彩の保護を求める場合は、簡単な説明中にその旨

を明記しなければならない。

同一の物品に係る複数の類似意匠について一件の意匠登録出願をする場合、簡単な説明において、そのうちの一つを基本意匠として指定しなければならない。

部分意匠専利を出願する場合は、必要なときに簡単な説明の中で保護を求めようとする部分を明記する。

簡単な説明において、商業的な宣伝用語を使用してはならず、物品の性能の説明に用いてはならない。

第 29 条 国務院専利行政部門は必要と認めるとき、意匠に係る物品の見本又はひな形の提出を意匠専利出願人に求めることができる。見本又はひな形の体積は 30cm×30cm×30cm を超えてはならず、重量は 15kg を超えてはならない。腐敗しやすいもの、損壊しやすいもの、又は危険物は見本又はひな形として提出してはならない。

第 30 条 専利法第 24 条第 (二一) 号にいう中国政府が承認した国際博覧会とは、国際博覧会条約に規定する国際博覧会事務局に登録され又は認可された国際博覧会を指す。

専利法第 24 条第 (二三) 号にいう学術会議又は技術会議とは、国務院の関係主管部門又は全国的な学術団体によって組織され開催される学術会議又は技術会議を指す。

専利出願に係る発明創造に専利法第 24 条第 (一二) 号又は第 (二三) 号に掲げた場合に該当する場合、出願人は専利出願時に声明し、かつ出願日より 2 月以内に、国際博覧会又は学術会議、技術会議の主催者が発行した関連する発明創造が展示され又は発表された事実、並びに展示又は発表の日時を証明する書類を提出しなければならない。

専利出願に係る発明創造に専利法第 24 条第 (一) 又は第 (四三) 号に掲げた場合に該当する場合、国務院専利行政部門は必要と認めるときは、指定期限内に証明書類の提出を出願人に求めることができる。

出願人が本条第 3 項の規定に基づいて声明されておらず証明書類が提出されておらず、又は本条第 4 項の規定に基づいて指定期限内に証明書類が提出されていなかった場合、その出願は専利法第 24 条の規定の適用を受けることができない。

第 31 条 出願人が専利法第 30 条の規定に基づいて外国優先権を主張する場合、出願人が提出する先の出願の書類の副本は原受理機構の認証を経なければならない。国務院専利行政部門が当該受理機構と調印した協定に基づいて、国務院専利行政部門が電子交換等のルートで先の出願の書類の副本を取得した場合は、出願人が当該受理機構による認証を経た先の出願の書類の副本を提出したものとみなす。国内優先権を主張し、出願人が願書に先の出願の出願日と出願番号を明記した場合、先の出願の書類の副本を提出したものとみなす。

優先権主張はしたが、願書に先の出願の出願日、出願番号及び原受理機構の名称のうちの一項目又は二項目の内容を記載漏れ又は記載ミスをした場合、国務院専利行政部門は、出願人に指定期限内における補正を通知しなければならない。期間を経過しても補正されなかった場合は、優先権が主張されなかったものとみなす。

優先権を主張する出願人の氏名又は名称が先の出願の書類副本に記載された出願人の氏名又は名称と一致しなかった場合、優先権譲渡の証明材料を提出しなければならない。当

該証明材料を提出しなかった場合は、優先権を主張しなかったものとみなす。

意匠専利出願の出願人が外国優先権を主張し、先の出願に意匠の簡単な説明が含まれておらず、出願人がこの細則第 28 条の規定に基づいて提出した簡単な説明が、先の出願書類における図面又は写真に示された範囲を超えていない場合は、その優先権の享有に影響を及ぼさない。

新設第 31 条の一 専利法第 29 条に規定された期間内に国務院専利行政部門に同一主題について専利出願をしなかった場合は、発明又は実用新案専利出願人は、期間の満了した日から 2 月以内に優先権の回復を請求することができる。出願人が優先権の回復を請求する場合は、優先権の回復請求書を提出し、理由を説明し、かつ所定の費用を納付しなければならない。上述の規定に従って回復手続をしなかった場合は優先権を主張しなかったものとみなす。

新設第 31 条の二 出願時に優先権の書面声明を提出しなかった場合、又は願書において先の出願の出願日、出願番号、原受理機構の名称を記載漏れ又は誤記があった場合、発明又は実用新案専利出願人は、優先日から 16 月以内又は出願日から 4 月以内に、優先権主張を追加又は修正をすることができる。

第 32 条 出願人は、一件の専利出願において一の又は複数の優先権を主張することができる。複数の優先権を主張する場合は、当該出願の優先権の期間は最先の優先日より起算する。

発明又は実用新案専利の出願人が国内優先権を主張し、先の出願が発明専利の出願である場合は、同一の主題について発明又は実用新案の専利出願をすることができる。先の出願が実用新案専利出願である場合は、同一の主題について実用新案又は発明専利出願をすることができる。意匠専利出願の出願人が国内優先権を主張し、先の出願が発明専利又は実用新案の出願である場合は、図面に示された同一の主題について意匠の専利出願をすることができ、先の出願が意匠専利出願である場合は、同一の主題について意匠の専利出願をすることができる。ただし、後の出願が提出されたとき、先の出願の主題⁸が以下に掲げるいずれかに該当する場合は、国内優先権の基礎としてはならない。

- (一) すでに外国優先権又は国内優先権を主張した場合
- (二) すでに専利権が付与された場合
- (三) 規定に従い提出した分割出願に属する場合

出願人が国内優先権を主張した場合、その先の出願は後の出願が提出された日より取り下げたものとみなす。ただし、意匠専利出願の出願人が発明専利又は実用新案の出願を国内優先権の基礎とすることを要求するときはこの限りでない。

第 33 条 中国に恒常的居所又は営業所を有しない出願人が、専利を出願し又は外国優先権を主張した場合、国務院専利行政部門が必要と認めるとき、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

- (一) 出願人が個人の場合は、その国籍の証明
- (二) 出願人が企業又はその他の組織である場合は、その登録された国又は地域の証明書

⁸ 訳注：ここの「先の出願の主題」は、日本の「先の出願に記載された発明」に相当する。

類

(三) 出願人の所属する国が、中国の単位及び個人が当該国の国民と同等の条件で、当該国において、専利権、優先権及びその他専利に関する権利の享有を認めている証明書類

第 34 条 専利法第 31 条第 1 項の規定により、一件の専利出願として提出することができ、一の全体的な発明の構想に属する二以上の発明又は考案は、技術的に互いに関連し、一の又は複数の同一又は対応の特定の技術特徴を含むものでなければならず、ここで、特定の技術特徴とは発明又は考案ごとにまとめたものとして、従来技術に対して貢献した技術特徴を指す。

第 35 条 専利法第 31 条第 2 項の規定により、同一の物品についての複数の類似意匠を一件の出願として提出する場合、当該物品に係る他の意匠は簡単な説明で指定された基本意匠に類似しなければならない。一件の意匠専利出願における類似意匠は 10 を超えてはならない。

専利法第 31 条第 2 項にいう同一の区分に用いられかつセットで販売され又は使用される物品に係る二以上の意匠とは、それぞれの物品が分類表における同一の大分類に属し、慣習上同時に販売され又は同時に使用され、かつ各物品に係る意匠が同一のデザインコンセプトを有するものを指す。

二以上の意匠を一件の出願として提出する場合は、各意匠の通し番号をそれぞれの意匠に係る物品の各図面又は写真の名称の前に表記しなければならない。

第 36 条 出願人が専利出願を取り下げる場合、国務院専利行政部門に声明を提出し、発明創造の名称、出願番号及び出願日を明記しなければならない。

専利出願を取り下げる声明は、国務院専利行政部門が専利出願書類の公開の印刷準備作業の完了後に提出された場合、出願書類は依然として公開される。ただし、専利出願を取り下げる声明はその後に出版される専利公報に公告しなければならない。

第三章 専利出願の審査と許可

第 37 条 初歩的審査、実体的審査、復審及び無効宣告手続において、審査及び審理を携わる者に次に掲げるいずれに該当する場合、自ら回避⁹しなければならない、当事者又はその他の利害関係人はその者の回避を求めることができる。

- (一) 当事者又はその専利代理人師の近親者である場合
- (二) 専利出願又は専利権と利害関係を有する場合
- (三) 当事者又はその専利代理師人とその他の関係を有し、公正な審査と審理に影響を及ぼすおそれがある場合
- (四) 専利復審委員会復審及び無効宣告手続において¹⁰の委員が、原出願の審査に関与していた場合

第 38 条 国務院専利行政部門は、発明又は実用新案の専利出願の願書、明細書（実用新

⁹ 中国語の「回避」は、日本の「除斥」と「忌避」とを含む概念である。

¹⁰ ~~「専利復審委員会」は、日本の「審判部」に相当する組織である。~~

案は図面を含めなければならない) 及び請求の範囲、又は意匠専利出願の願書、意匠に係る図面又は写真及び簡単な説明を受領した後、出願日を明確にし、出願番号を付与し、かつ出願人に通知しなければならない。

第 39 条 専利出願書類が次に掲げるいずれに該当する場合、国務院専利行政部門は不受理とし、出願人に通知する。

(一) 発明又は実用新案の専利出願に願書、明細書(実用新案に図面がない)若しくは請求の範囲を欠落し、又は意匠専利出願に願書、図面若しくは写真、簡単な説明を欠落している場合

(二) 中国語を使用していない場合

(三) この細則第 121 条第 1 項の規定に適合し規定に従って作成又は制作されていない場合

(四) 願書中に出願者の氏名若しくは名称が欠落し、又は住所が欠落している場合

(五) 専利法第 18 条又は第 19 条第 1 項の規定に明らかに適合しない場合

(六) 専利出願の種類¹¹(発明、実用新案又は意匠)が明らかにされていない又は特定が困難な場合

新設第 39 条の一 出願人は提出日から 2 月以内又は国務院専利行政部門が指定した期間内、規定に従って優先権書類を援用する方法で発明又は実用新案専利出願の請求の範囲又は明細書のうち一つを補完することができる。

第 40 条 発明又は実用新案専利出願に請求の範囲、明細書の部分の内容を欠落している場合、出願人は提出日から 2 月以内又は国務院専利行政部門が指定した期間内、規定に従って優先権書類を援用する方法で補完ことができ、原出願日を維持する。

明細書において図面についての説明が記載されているが、図面がない又は図面の一部が欠落している場合、出願人は国務院専利行政部門が指定する期間内に図面を補完¹²し又は図面についての説明を取り消すことを声明しなければならない。出願人が図面を補完した場合、国務院専利行政部門への図面の提出し又は郵送した日を出願日とする。図面についての説明を取り消す場合は、原出願日を維持する。

第 41 条 二人以上の出願人が同日(出願日を指し、優先権がある場合は優先日を指す)に、それぞれ同様の発明創造について専利出願をした場合、国務院専利行政部門の通知を受領した後出願人同士¹³で協議して出願人を確定しなければならない。

同一出願人が同日に(出願日を指す)に同様の発明創造について実用新案専利を出願するとともに発明専利も出願する場合、出願時に同様の発明創造についてすでに他方の専利を出願していることをそれぞれ説明しなければならない。説明をしなかった場合は、専利法第 9 条第 1 項における同様の発明創造について一の専利権しか付与できないという規定に基づいて処理する。

国務院専利行政部門は実用新案専利権の付与を公告する際に、出願人が本条第 2 項の規

¹¹ 訳注：原文は「類別」である。

¹² 訳注：原文は「追加提出」である。

¹³ 訳注：原文は「自ら」である。

定に基づいて発明専利も同時に出願している旨の説明を公告しなければならない。

発明専利出願は審査を経て拒絶理由を発見しない場合、国務院専利行政部門は出願人に所定の期間内に実用新案専利権の放棄を声明することを通知しなければならない。出願人が放棄を声明した場合、国務院専利行政部門は発明専利権の付与を決定し、かつ発明専利権の付与の公告の際に、出願人の実用新案専利権を放棄する声明とともに公告しなければならない。出願人が放棄に同意しない場合、国務院専利行政部門は当該発明専利出願を拒絶しなければならない。期間を経過しても出願人が応答しない場合は、当該発明専利出願は取り下げたものとみなす。

実用新案専利権は発明専利権の付与の公告の日より消滅する。

第 42 条 一件の専利出願に二以上の発明、考案又は意匠が含まれている場合、出願人はこの細則第 54 条第 1 項に規定する期間が満了するまでに、国務院専利行政部門に分割出願をすることができる。ただし、専利出願がすでに拒絶され、取り下げられ又は取り下げたものとみなされた場合は、分割出願をすることができない。

国務院専利行政部門は、一件の専利出願が専利法第 31 条とこの細則第 34 条又は第 35 条の規定に適合しないと認める場合、指定期間内にその出願について補正することを出願人に通知しなければならない。期間を経過しても出願人が応答しない場合、当該出願は取り下げたものとみなす。

分割出願は原出願の種類を変更してはならない。

第 43 条 この細則第 42 条の規定に基づいて提出される分割出願は、原出願日を保持することができ、優先権を享有する場合は、優先日を保持することができる。ただし、原出願の記載範囲を超えてはならない。

分割出願は専利法及びこの細則の規定に基づいて所定の手続きを取らなければならない。

分割出願の願書には原出願の出願番号及び出願日を明記しなければならない。~~分割出願の提出に際して、出願人は原出願書類の副本を提出しなければならない。原出願が優先権を享有する場合は、原出願の優先権書類の副本を提出しなければならない。~~

新設第 43 条の一 専利法第 20 条第 1 項の態様は、変造、偽造、剽窃、寄せ集め又はその他明らかに不当な行為を含む。

第 44 条 専利法第 34 と第 40 条にいう初歩的審査とは、専利出願が専利法第 26 条又は第 27 条に規定する書類とその他の必要な書類を具備するか否か、これらの書類が所定の書式に適合しているか否かを審査することを指し、かつ次に掲げる項目を審査する。

(一) 発明専利出願が明らかに専利法第 5 条、第 25 条に該当するか否か、専利法第 ~~1817~~ 条、第 ~~1918~~ 条第 1 項、第 ~~2019~~ 条第 1 項又はこの細則第 16 条、第 26 条第 2 項の規定に適合していないか否か、明らかに専利法第 2 条第 2 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 5 項、第 31 条第 1 項、第 33 条又はこの細則第 17 条乃至第 21 条の規定に適合していないか否か。

(二) 実用新案専利出願が明らかに専利法第 5 条、第 25 条の規定に該当するか否か、専利法第 ~~1817~~ 条、第 ~~1918~~ 条第 1 項、第 ~~2019~~ 条第 1 項又はこの細則第 16 条乃至第 19 条、

第 21 条乃至第 23 条の規定に適合していないか否か、専利法第 2 条第 3 項、第 20 条第 1 項、第 22 条第 2 項、第 4 項、第 26 条第 3 項、第 4 項、第 31 条第 1 項、第 33 条又はこの細則第 20 条、第 43 条第 1 項の規定に明らかに適合していないか否か、専利法第 9 条の規定に基づいて専利権を取得できないか否か。

(三) 意匠専利出願が明らかに専利法第 5 条、第 25 条第 1 項第 (六) 号に該当するか否か、専利法第 ~~1817~~ 条、第 ~~1918~~ 条第 1 項又はこの細則第 16 条、第 27 条、第 28 条の規定に適合しないか否か、専利法第 2 条第 4 項、第 20 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 27 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 33 条又はこの細則第 43 条第 1 項の規定に明らかに適合していないか否か、専利法第 9 条の規定に基づいて専利権を取得できないか否か。

(四) 出願書類がこの細則第 2 条、第 3 条第 1 項の規定に適合するか否か。

国務院専利行政部門は審査意見を出願人に通知し、指定期間内に意見の陳述し又は補正することを求めなければならない。出願人が期間を経過しても応答しない場合は、その出願は取り下げたものとみなす。出願人が意見陳述又は補正後、国務院専利行政部門が依然として前項の各規定に適合していないと認めた場合は、拒絶しなければならない。

第 45 条 専利出願書類のほかに、出願人が国務院専利行政部門に提出した専利出願に関するその他の書類が次に掲げるいずれに該当する場合は、提出されていないものとみなす。

(一) 所定の書式を使用せず又は規定に従って記入されていない場合

(二) 規定に従って証明材料が提出されていない場合

国務院専利行政部門は提出されていなかったものとみなす旨の審査意見を出願人に通知しなければならない。

第 46 条 出願人がその専利出願の早期公開を請求する場合は、国務院専利行政部門に声明しなければならない。国務院専利行政部門は当該出願について初歩的審査を行った後、拒絶されたものを除き、直ちに公開しなければならない。

第 47 条 出願人は、意匠に係る物品及びその属する区分を明記する場合、国務院専利行政部門によって公布された意匠に係る物品の分類表を使用しなければならない。意匠に係る物品の属する区分が記載されておらず又は記載された区分が適切でない場合、国務院専利行政部門は補足又は修正をすることができる。

第 48 条 発明専利出願の公開の日から専利権が付与される公告の日まで、何人も専利法の規定に適合していない専利出願について国務院専利行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することができる。

第 49 条 発明専利の出願人は、専利法第 36 条に規定する検索資料又は審査結果資料を提出することができないことに正当理由があった場合は、国務院専利行政部門に声明し、かつ関係資料の入手後に追加提出しなければならない。

第 50 条 国務院専利行政部門が専利法第 35 条第 2 項の規定に基づいて専利出願について自ら審査を行う時は、出願人に通知しなければならない。

出願人は発明及び意匠専利出願に対して、遅延審査の請求を提出することができる。

第 51 条 発明専利出願人は、実体審査請求のとき及び国務院専利行政部門が発行する発

明專利出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より 3 月以内に、発明專利出願を自発的に補正することができる。

実用新案又は意匠專利の出願人は、出願日より 2 月以内に、実用新案又は意匠專利出願を自発的に補正することができる。

出願人は、国務院專利行政部門が発行する審査意見通知書を受領した後專利出願書類を補正する場合、通知書で指摘された欠陥に対して、補正を行わなければならない。

国務院專利行政部門は專利出願書類における文字と記号における明らかな誤りを自ら¹⁴訂正することができる。国務院專利行政部門が自ら訂正する場合は、出願人に通知しなければならない。

第 52 条 発明又は実用新案の專利出願の明細書又は請求の範囲の補正部分については、個別の文字の修正又は増減を除き、所定の書式に基づいて差し替え頁を提出しなければならない。意匠專利出願の図面又は写真の補正は、規定に従い差し替え頁を提出しなければならない。

第 53 条 專利法第 38 条の規定に基づき、発明專利出願は実体審査を経て拒絶しなければならない場合は、次に掲げる場合を指す。

(一) 出願が專利法第 5 条、第 25 条に該当する場合、又は專利法第 9 条の規定によって專利権を取得することができない場合

(二) 出願が專利法第 2 条第 2 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 22 条、第 26 条第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 31 条第 1 項又はこの細則第 20 条第 2 項の規定に適合しない場合

(三) 出願の補正が專利法第 33 条の規定に適合せず、又は分割出願がこの細則第 43 条第 1 項の規定に適合しない場合

第 54 条 国務院專利行政部門が專利権を付与する旨の通知を発行した後、出願人は通知を受領した日より 2 月以内に登録手続きを取らなければならない。出願人が期間内に登録手続きを取った場合、国務院專利行政部門は、專利権を付与し、專利証を発行し、公告しなければならない。

期間を経過しても登録手続きを取らない場合、專利権を取得する権利を放棄したものとみなす。

第 55 条 秘密專利出願は審査を経て拒絶理由を発見しない場合、国務院專利行政部門は秘密專利権を付与する決定を行い、秘密專利証書を発行し、秘密專利権の関連事項について登録しなければならない。

第 56 条 実用新案又は意匠專利権を付与する決定が公告された後、專利法第 60 条に規定される專利権者又は利害関係者如何なる単位又は個人は、国務院專利行政部門に專利権評価報告書の作成を請求することができる。出願人は專利権の登録の手續に際して、国務院專利行政部門に專利権評価報告書の作成を請求することができる。

專利権評価報告書の作成を請求する場合は、專利権評価報告請求書を提出し、專利出願番号又は專利番号を明記しなければならない。一請求は一の專利出願又は專利権に限定し

¹⁴ 訳注：原文を直訳すると「自ら」になるが、日本の「職権で」に相当する意味である。

なければならない。

専利権評価報告請求書が規定に適合しない場合、国務院専利行政部門は指定期限内における補正を請求人に通知しなければならない。期間を経過しても請求人が補正されていない場合は、請求されなかったものとみなす。

第 57 条 国務院専利行政部門は、専利権評価報告請求書を受領してから 2 月以内に、専利権評価報告を作成しなければならない。ただし、出願人が専利権の登録の手續に際して専利権評価報告書の作成を請求する場合、国務院専利行政部門は、授權公告の日から 2 月以内に専利権評価報告書を作成しなければならない。

同一の実用新案専利権又は意匠専利出願又は専利権に対して、複数の請求人が専利権評価報告を請求する場合、国務院専利行政部門は評価報告を一部しか作成しない。いかなる単位又は個人も当該専利権評価報告を閲覧又は複製することができる。

第 58 条 国務院専利行政部門は、専利公告、専利単行本における誤記を発見した場合、遅滞なく更正し、かつその更正を公告しなければならない。

第四章 専利出願の復審と専利権の無効宣告

~~**第 59 条** 専利復審委員会は、国務院専利行政部門が指定する技術専門家と法律専門家から構成され、主任委員は国務院専利行政部門の責任者が兼任する。~~

第 60 条 専利法第 41 条の規定に基づいて専利復審委員会国務院専利行政部門に復審を請求する場合は、復審請求書を提出して、理由を説明し、必要があるときは関係証拠をさらに添付しなければならない。

復審請求が専利法第 ~~49~~18 条第 1 項又は第 41 条第 1 項の規定に適合しない場合、国務院専利行政部門専利復審委員会は受理せず、書面をもって復審請求人に通知して理由を説明する。

復審請求書が所定の書式に適合しない場合、復審請求人は国務院専利行政部門専利復審委員会の指定する期間内に補正しなければならない。期間を経過しても補正されていない場合、当該復審請求は提出されなかったものとみなす。

第 61 条 請求人は復審請求を提出し又は国務院専利行政部門専利復審委員会の復審通知書に応答するときに、専利出願書類を補正することができる。ただし、補正は拒絶査定又は復審通知書に指摘された欠陥を解消するためのもののみ限定されなければならない。

~~補正された専利出願書類は一式二部提出しなければならない。~~

~~**第 62 条** 専利復審委員会は受理した復審請求書を国務院専利行政部門の原審査部門に転送して審査させなければならない。原審査部門が復審請求人の請求に基づいて、拒絶査定を取り消すことに同意する場合、専利復審委員会はこれに基づいて復審決定を行い、復審請求人に通知しなければならない。~~

第 62 条の一 復審手續において、必要なとき、国務院専利行政部門は規定に従って拒絶査定において指摘していなかった欠陥について審査することができる。ただし、復審請求人に意見を陳述する機会を与えなければならない。

第 63 条 国務院專利行政部門が審査により原決定を取り消すことを同意する場合、これによって復審決定を行い、復審請求人に知らせなければならない。

專利復審委員會国務院專利行政部門は復審を行った後、復審請求が専利法とこの細則の関連規定に適合していない又は專利出願にこの規則新設第 62 条の一の規定に該当していると認める場合、復審請求人に通知し、指定期間内に意見を陳述することを求めなければならない。期間を経過しても応答しない場合、当該復審請求は取り下げたものとみなす。意見陳述又は補正後であっても、專利復審委員會国務院專利行政部門は依然として専利法とこの細則の規定に適合していないと認める場合、拒絶査定復審請求を維持棄却する旨の復審決定を行わなければならない。

国務院專利行政部門專利復審委員會は復審を行った後、拒絶査定が専利法とこの細則の関連規定に適合していないと認めた場合、又は補正後の專利出願書類が原拒絶査定及び復審通知書で指摘された欠陥を解消したと認めた場合、原拒絶査定を取り消し、原審査部門が引き続き審査手続きを進めなければならない。

第 64 条 国務院專利行政部門專利復審委員會が決定するまでに、復審請求人はその復審請求を取り下げることができる。

国務院專利行政部門專利復審委員會が決定するまでに、復審請求人がその復審請求を取り下げた場合、復審手続きは終了する。

第 65 条 専利法第 45 条の規定に基づいて、専利権の無効又は一部無効の宣告を請求する場合は、国務院專利行政部門專利復審委員會に専利権無効宣告請求書及び必要な証拠一式二部を提出しなければならない。無効宣告請求書には、提出されたすべての証拠に合わせ、無効宣告請求の理由を具体的に説明し、また理由ごとに根拠となる証拠を指摘しなければならない。

前項にいう無効宣告請求の理由とは、専利権が付与された発明創造が専利法第 2 条、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 22 条、第 23 条、第 26 条第 3 項、第 4 項、第 27 条第 2 項、第 33 条、又はこの細則第 20 条第 2 項、第 43 条第 1 項の規定に適合せず、又は専利法第 5 条、第 25 条の規定に該当し、又は専利法第 9 条の規定に基づいて専利権を取得することができないことを指す。

第 66 条 専利権無効宣告請求書が専利法第 1918 条第 1 項又はこの細則第 65 条の規定に適合しない場合、国務院專利行政部門專利復審委員會は受理しない。

国務院專利行政部門專利復審委員會が無効宣告請求について決定した後に、また同様の理由と証拠をもって無効宣告を請求した場合、国務院專利行政部門專利復審委員會は受理しない。

専利法第 23 条第 3 項の規定に適合しないことを理由に意匠専利権の無効宣告を請求したが、権利の衝突¹⁵を証明する証拠が提出されていない場合は、国務院專利行政部門專利復審委員會は受理しない。

専利権無効宣告請求書が所定の書式に適合しない場合、無効宣告請求人は国務院專利行政部門專利復審委員會の指定期間内に補正しなければならない。期間を経過しても補正さ

¹⁵ この「衝突」は、日本の「利用、抵触」の両方が含まれている。

れていない場合は、当該無効宣告請求がされなかったものとみなす。

第 67 条 国務院專利行政部門專利復審委員會が無効宣告請求を受理した後、請求人は無効宣告請求をした日より 1 月以内に理由の追加又は証拠の補充をすることができる。期限を経過してから、理由の追加又は証拠の補充をした場合、国務院專利行政部門專利復審委員會は考慮しないとすることができる。

第 68 条 国務院專利行政部門專利復審委員會は專利権無効宣告請求書と関係書類の副本を專利権者に送付しなければならない、指定期間内に意見を陳述することを求めなければならない。

專利権者と無効宣告請求人は指定期間内に国務院專利行政部門專利復審委員會が発行した書類転送通知書又は無効宣告請求審理通知書に応答しなければならない。期間を経過して応答しない場合、国務院專利行政部門專利復審委員會の審理には影響を及ぼさない。

新設第 68 条の一 無効宣告手続において、必要なときに国務院專利行政部門は規定に従って請求人の言及していない理由に対して審査することができる。ただし、当事者に意見を陳述する機会を与えなければならない。

第 69 条 無効宣告請求の審理過程において、発明又は実用新案專利権者はその請求の範囲を訂正することができる。ただし、原專利の保護範囲を拡大してはならない。

発明又は実用新案專利権者は專利明細書と図面を訂正してはならない。意匠專利権者は図面、写真と簡単な説明を訂正してはならない。

第 70 条 国務院專利行政部門專利復審委員會は当事者の請求又は事案内容の必要に応じて、無効宣告請求について口頭審理を行うことを決定することができる。

国務院專利行政部門專利復審委員會が無効宣告請求について口頭審理を行うことを決定した場合は、当事者に対して口頭審理通知書を発行し、口頭審理を行う期日と場所を告知しなければならない。当事者は通知書の指定期間内に応答しなければならない。

無効宣告請求人が国務院專利行政部門專利復審委員會によって発行された口頭審理通知書に対し指定期間内に応答せず、かつ口頭審理に出頭しない場合は、その無効宣告請求が取り下げたものとみなす。專利権者が口頭審理に出頭しない場合は、欠席審理を行うことができる。

第 71 条 無効宣告請求の審理手続において、国務院專利行政部門專利復審委員會の指定期間は延長してはならない。

第 72 条 国務院專利行政部門專利復審委員會が無効宣告請求について決定するまでに、無効宣告請求人はその請求を取り下げることができる。

国務院專利行政部門專利復審委員會が決定する前に、無効宣告請求人がその請求を取り下げ、又はその無効宣告請求が取り下げたものとみなされた場合は、無効宣告請求の審理手続は終了する。ただし、国務院專利行政部門專利復審委員會がすでに行った審理で專利権の無効又は一部無効の宣告を決定できると認めた場合は、審理手続を終了しない。

新設第 72 条の一 專利出願人及び專利権者が国務院專利行政部門による專利出願、專利権に関するその他の決定に不服の場合、專利法第 41 条第 1 項の規定に基づいて復審を請

求することができる。

国務院専利行政部門による専利権無効宣告に関するその他の決定に不服の場合は、専利法第 42 条の規定に基づいて人民法院に訴えを提起することができる。

第五章 専利実施の特別強制許諾

新設第 72 条の二 専利権が開放許諾を実施する場合は、専利権者は該専利権の付与が公告された後、国務院専利行政部門に開放許諾声明を提出しなければならない。

共有者が共有専利権について開放許諾声明を提出又は撤回の場合、共有者全員の同意を得なければならない。

開放許諾声明にはつぎに掲げる事項を明記しなければならない。

(一) 専利番号

(二) 専利権者の氏名又は名称

(三) 専利許諾使用料の支払い方法及び基準

(四) 専利許諾期間

(五) その他明確にする必要のある事項

開放許諾声明の内容は正確、明確でなければならない、明らかな商業的な宣伝用語を現してはならない。

新設第 72 条の三 開放許諾を実施する専利権が、以下に掲げる場合のいずれか一つに該当するときは、開放許諾声明を公告しない。

(一) 専利権が独占又は排他的許諾の有効な期間中で、かつ許諾契約がすでに届け出ている場合

(二) 専利権の帰属による紛争が発生し又は人民法院が専利権に対して保全措置を取ると裁定されることにより中止した場合

(三) 専利権が年金の滞納期間中の場合

(四) 専利権が質入されて質権者の許諾を受けていない場合

(五) その他公告しない場合。

新設第 72 条の四 専利権者が開放許諾を取り消す場合、開放許諾の取り消しを提出しなければならない、取消声明は公告の日から発効する。

新設第 72 条の五 双方の当事者のいずれか一方は、開放許諾実施契約の発効日から、開放許諾実施契約が発効されたことを証明することができる書面による書類をもって国務院専利行政部門に届け出ることができる。

新設第 72 条の六 国務院専利行政部門は、専利情報公共サービスプラットフォームを建設し、全国専利情報サービスネットワークを改善し、専利情報基礎データを提供し、専利情報人材を養成しなければならない。

専利法で秘密保持が規定されている以外、専利情報基礎データは、国務院専利行政部門が内容が完全で、書式が規範化されたデータベースを築き、インターネット等の複数の方法によって提供する。

第 73 条 専利法第 4853 条第 (一) 号にいうその専利が十分に実施されていないとは、

専利権者及びその被許諾者がその専利の実施態様又は規模が専利製品又は専利方法に対する国内の需要を満たしていないことを指す。

専利法第 **5055** 条にいう専利権を取得した薬品とは、公共健康問題の解決に必要とする医薬品分野におけるいかなる専利製品又は専利方法により直接得られた製品を指し、専利権を取得した当該製品の製造に必要とする活性成分及び当該製品の使用に必要とする診断用品を含む。

第 74 条 強制実施許諾を請求する場合は、国務院専利行政部門に強制実施許諾請求書を提出し、理由を説明し、かつ関係証明書類を添付しなければならない。

国務院専利行政部門は強制実施許諾請求書の副本を専利権者に送達しなければならない。専利権者は国務院専利行政部門の指定期間内に意見を陳述しなければならない。期間を経過して応答されていない場合でも、国務院専利行政部門の決定には影響を及ぼさない。

国務院専利行政部門は、強制実施許諾請求の拒絶決定又は強制実施許諾の付与決定の前に、予定される決定及びその理由を請求人と専利権者に通知しなければならない。

国務院専利行政部門が専利法第 50 条の規定に基づいて強制実施許諾の付与決定は、中国が締結又は加入している関連する国際条約における公共健康問題の解決のために強制実施許諾を付与する旨の規定に同時に適合しなければならない。ただし、中国が留保した場合はこの限りでない。

第 75 条 専利法第 **5762** 条の規定に基づいて、国務院専利行政部門に実施料の金額についての裁決を求める場合、当事者は裁決請求書を提出し、かつ双方が協議による合意ができなかったことの証明文書を添付しなければならない。国務院専利行政部門は、請求書を受領した日より 3 月以内に裁決を行い、当事者に通知しなければならない。

第六章 職務発明創造の発明者又は創作者に対する奨励と報酬

第 76 条 専利権が付与された単位は発明者若しくは創作者と約定し、又は法に依り制定された規則制度において専利法第 16 条に規定する奨励、報酬の方法と金額について定めることができる。

企業、事業単位¹⁶が発明者又は創作者に与える奨励、報酬は国の関連する財務、会計制度の規定に従って処理する。

新設第 76 条の一 約定があったものを除いて、職務発明創造の完成時発明者、創作者の所属の単位が専利法第 15 条の規定に基づいて奨励及び報酬を支払う。

第 77 条 専利権が付与された単位は、発明者又は創作者と約定しておらず、かつ法に依り制定した規則制度において専利法第 **1615** 条に規定する奨励の方法と金額も規定していない場合、専利権が公告された日より 3 月以内に発明者又は創作者に奨励金を支給しなければならない。発明専利一件あたりの奨励金は 3,000 元を下回ってはならず、実用新案専

¹⁶ 「事業単位」は、中国における組織の名称であり、政府が国有資産を利用して設立した、教育、科学技術、文化、衛生など活動の社会公共組織である。

利又は意匠専利一件あたりの奨励金は1,000元を下回ってはならない。

発明者又は創作者の提案が所属単位に採用されたことにより完成された発明創造については、専利権が付与された単位は、優遇して奨励金を支給しなければならない。

第78条 専利権が付与された単位は、発明者又は創作者と約定しておらず、法に依り制定した規則制度において専利法第 ~~16~~15条に規定する奨励の方法と金額も規定していない場合、専利権の有効期間内において、発明創造に係る専利が実施された後、毎年、当該発明専利又は実用新案専利の実施により得られた営業利益の中から2%を下回らない額を控除し、又は当該意匠専利の実施により得られた営業利益の中から0.2%を下回らない額の金銭を控除して発明者若しくは創作者への報酬として支給し、又は上述の比率を参照して、発明者若しくは創作者に一時払いの報酬として支給しなければならない。専利権が付与された単位が、その他の単位又は個人にその専利の実施を許諾した場合、得られた実施許諾料の10%を下回らない額の金銭を控除して報酬として発明者又は創作者に支給しなければならない。

第七章 専利権の保護

第79条 専利法とこの細則にいう専利業務管理部門とは、~~省、自治区、直轄市人民政府及び専利管理の作業の量が多く、かつ実務処理能力を有する、~~区が設置されている市以上の人民政府及び法律法規によって授権された県級人民政府によって設立された専利業務管理部門を指す。

第80条 国務院専利行政部門は、~~専利業務管理部門に対し、~~専利権侵害紛争の処理、假冒専利の取締り、専利紛争の調停に対しついで業務指導を行わなければならない。

新設第80条の一 つぎに掲げるいずれかの場合は、専利法第70条でいう重大な影響を及ぼす専利権侵害紛争に該当する。

(一) 公共利益に関わっている場合

(二) 業界の発展に影響を及ぼす場合

(三) 地域を跨ぐ重大な事件

(四) その他国務院専利行政部門が、国務院専利行政部門によって行政裁決すべきであると認める場合。

専利権者又は利害関係人が国務院専利行政部門に専利権侵害紛争の処理を請求し、関連の事件が重大な影響に達していない場合、国務院専利行政部門は管轄権のある地方の専利業務管理部門を指定して取り扱うことができる。

第81条 当事者が専利権侵害紛争の処理又は専利紛争の調停を求める場合、被請求人の所在地又は権利侵害行為発生地における専利業務管理部門が管轄する。

二以上の専利業務管理部門がいずれも専利紛争の管轄権を有する場合、当事者はそのうちの一の専利業務管理部門に請求することができる。当事者が二以上の管轄権を有する専利業務管理部門に請求した場合、最先に受理した専利業務管理部門が管轄する。

専利業務管理部門で管轄権について争いが発生した場合、その共通の上級の人民政府の

専利業務管理部門が管轄を指定する。共通の上級の人民政府の専利業務管理部門がない場合は、国務院専利行政部門が管轄を指定する。

第 82 条 専利侵害紛争の処理過程において、被請求人が無効宣告を請求し、かつ国務院専利行政部門専利復審委員会に受理された場合、専利業務管理部門に処理の中止を求めることができる。

専利業務管理部門は、被請求人の提出した中止の理由が明らかに成立しないと認めた場合、次に掲げる場合は、処理を中止しないとすることができる。

(一) 請求人の提出したサーチレポート又は専利権評価報告からは実用新案又は意匠専利権に権利付与要件を満たしていない欠陥が見当たらない場合

(二) 被請求人によって提供された証拠によって、その使用に係る技術がすでに既知であることを証明するのに十分である場合

(三) 被請求人が当該専利権の無効の宣告を請求するのに提供された証拠又は依拠する理由が明らかに不十分である場合

(四) 無効手続がすでに当該実用新案又は意匠専利権に対して有効を維持する旨の決定をした場合

(五) 専利業務管理部門が権利侵害処理手続を中止すべきでないと認めるその他の場合。

第 83 条 専利権者は専利法第 **1716** 条の規定に基づき、その専利製品又は当該製品の包装に専利標識を表示する場合、国務院専利行政部門が規定する方法に従って表示しなければならない。

専利標識が前項の規定に適合しない場合、専利業務管理部門が是正を命ずる。

第 84 条 次に掲げる行為は、専利法第 **6368** 条に規定する専利仮冒行為に該当する。

(一) 専利権が付与されていない製品又はその包装に専利標識を付し、専利権が無効であると宣告された後 又は消滅した後 でも、引き続き製品又はその包装に専利標識を付し、又は許可を経ずに製品又は製品の包装に他人の専利番号を付する行為

(二) 第 (一) 号に記載の製品を販売する行為

(三) 製品カタログなどの材料において、専利権が付与されていない 又は専利権が無効にされた 技術又は意匠を専利技術又は登録意匠と称し、専利出願を専利と称し、又は許可を経ずに他人の専利番号を使用することにより、公衆に関連する技術又は意匠を専利技術又は登録意匠であると誤認させる行為

(四) 専利証書、専利文書又は専利出願書類を偽造し又は変造する行為

(五) その他の公衆に混同を生じさせ、専利権が付与されていない技術又は意匠を専利技術又は登録意匠であると誤認させる行為

~~専利権の消滅前に法に依り専利製品、専利方法により直接得られた製品又はその包装に専利標識を付し、専利権の消滅後に当該製品を、販売の申し出をし、販売する行為は、専利仮冒行為に該当しない。~~

専利仮冒製品であることを知らないで販売し、かつ当該製品の合法的な出所を証明することができる場合は、専利業務管理専利の執行を担当する部門が販売停止を命ずる。ただ

し、過料によるその他の行政処罰は免除される。

第 85 条 専利法第 **6065** 条に規定する場合を除き、専利業務管理部門は当事者の請求に応じて、次に掲げる専利紛争について調停することができる。

- (一) 専利出願権と専利権の帰属をめぐる紛争
- (二) 発明者、創作者の資格をめぐる紛争
- (三) 職務発明創造の発明者、創作者の奨励と報酬をめぐる紛争
- (四) 発明専利出願の公開後専利権の付与前に発明を**実施使用**しているが、適切な料金を支払っていないことによる紛争
- (五) その他の専利紛争

前項第(四)号に掲げる紛争について、当事者が専利業務管理部門に調停を求める場合は、専利権が付与された後に提出しなければならない。

専利業務管理部門による専利法第 65 条に規定する権利侵害紛争及び本条第 1 項でいう前記紛争の調停は、自由意志¹⁷、合法の原則を遵守して、当事者の調停合意の達成を促すようにしなければならない。調停合意の達成後、当事者は法律、行政法規に基づいて人民法院による司法確認を申請することができる。

新設第 85 条の一 ネットワークサービス提供者による難解で複雑な専利権侵害紛争の苦情の処理は、専利業務管理部門による指導及び幫助を求めることができる。

新設第 85 条の二 専利法第 42 条第 2 項に基づいて発明専利権の存続期間の補償を請求する場合、専利権者は専利権公告後 3 月以内に国务院専利行政部門に提出しなければならない。

新設第 85 条の三 専利権の存続期間の補償を与える場合は、実際に遅延した日数に応じて補償を与える。

専利法第 42 条第 2 項に規定された出願人に起因する不合理な遅延は、つぎに掲げる場合を含む。

- (一) 指定期間内に国务院専利行政部門が発行した通知を応答していない場合
- (二) 遅延審査を申請した場合
- (三) 援用による取り込み¹⁸の場合
- (四) その他の場合。

この細則第 86 条、第 87 条の場合は不合理な遅延に該当しない。

新設第 85 条の四 中国で上市の承認を得た化学医薬品、生物製品及び漢方薬の新薬製品専利、製造方法専利又は医薬品用途関連専利に対して、薬品専利権の存続期間の補償の条件を満たす場合は、薬品専利権の存続期間の補償を与えることができる。

前項でいう新薬関連専利とは、国务院薬品監督管理部門が上市を最初に承認した新薬活性成分関連専利を指す。漢方薬の新薬専利は漢方薬創新薬関連専利と**効能効果¹⁹**が追加された漢方薬改良型新薬の関連専利とを含む。

¹⁷ 原文は「自願」で、「自らの意志」の意味である。

¹⁸ 原文は「援引加入」である。

¹⁹ 原文は「功能主治」である。

新設第 85 条の五 薬品専利権の存続期間の補償の期間の計算方法は、登録申請に係る新薬が中国で上市の承認を取得した日から専利出願日を差し引き、さらに 5 年を差し引くものとする。

新設第 85 条の六 薬品専利権の存続期間の補償の期間は、当該専利権の保護範囲が国務院薬品監督管理部門によって上市を承認された新薬に限定され、かつ当該新薬の承認された適応症に限定される。

薬品専利権の存続期間の補償の期間における専利権は、薬品専利権の存続期間の補償前と同じ権利と義務を有する。

新設第 85 条の七 専利権者が薬品専利権の存続期間の補償を請求する場合は、薬品の上市承認申請が承認された日から 3 月以内に、国務院専利行政部門に薬品専利権の存続期間の補償の請求を提出し、かつ関連の証明書類を添付しなければならない。請求の提出時に薬品及びその専利はつぎに掲げる条件を満たさなければならない。

(一) 一つの薬品につき同時に複数の専利権が存在している場合、専利権者はそのうちの 1 件の専利について薬品専利権の存続期間の補償に対してしか請求することができないこと

(二) 一つの専利権が複数の薬品に係る場合、一つの薬品に対して当該専利権についてしか薬品専利権の存続期間の補償を請求することができないこと

(三) 当該専利権が未だに薬品専利権の存続期間の補償を得ていないこと

(四) 薬品専利権の存続期間の補償を求める専利権の残存の保護期間が 6 月未満になっていないこと。

新設第 85 条の八 国務院専利行政部門が専利権の存続期間の補償及び薬品専利権の存続期間の補償の請求の審査後、存続期間の補償の条件を満たさないと認めた場合は、拒絶をしなければならない。審査により拒絶理由を見当たらない場合は、存続期間の補償を与える旨の決定をし、登録及び公告を行う。

国務院専利行政部門による存続期間の補償を与える公告の日から、如何なる単位又は個人が存続期間の補償を与える旨の決定が補償の条件を満たさないと認めた場合、国務院専利行政部門に当該期間の補償を与える旨の決定の無効宣言を請求することができる。請求人又は専利権者が存続期間の補償を与える旨の決定を維持する決定、又は存続期間の補償の無効を宣告する決定に不服の場合は、通知を受領した日から 3 月以内に人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は第三者として訴訟の参加のための当該無効宣告請求手続の相手方の当事者に通知しなければならない。

第 86 条 当事者が専利出願権又は専利権の帰属をめぐって紛争を生じ、すでに専利業務管理部門に調停を求め、又は人民法院に訴えを提起している場合は、国務院専利行政部門に関連手続きの中止を請求することができる。

前項規定に基づいて関連手続きの中止を請求する場合は、国務院専利行政部門に請求書を提出し、専利業務管理部門又は人民法院による専利出願番号又は専利番号が記載された関連受理文書の副本を添付しなければならない。

専利業務管理部門による調停書又は人民法院による判決の効力が生じた後、当事者は国

務院専利行政部門に関連手続きの再開に関わる手続きを取らなければならない。中止を請求する日より1年以内に、専利出願権又は専利権に関する帰属をめぐる紛争が結審しておらず、引き続き関連手続きの中止が必要である場合は、請求人は当該期間内に中止の延長を請求しなければならない。期間を経過しても延長を請求していない場合は、国務院専利行政部門は自ら関連手続きを再開する。

第 87 条 人民法院が民事案件の審理において専利出願権又は専利権に対し保全措置を取することを裁決した場合、国務院専利行政部門は専利出願番号又は専利番号が明記された裁定書と執行協力通知書を受領した日に、被保全に係る専利出願権又は専利権の関連手続きを中止しなければならない。保全期間の経過後、人民法院が引き続き保全措置を取ることが裁定していない場合、国務院専利行政部門は関連手続きを自ら再開する。

第 88 条 国務院専利行政部門がこの細則第 86 条と第 87 条の規定に基づいて関連手続きを中止するとは、専利出願の初歩的審査、実体審査、復審手続き、専利権の付与手続き及び専利権の無効宣告手続きの一時停止を指し、専利権又は専利出願権の放棄、変更、移転手続き、専利権に対する質権の設定の手続き及び専利権の存続期間満了前の消滅手続きなどの一時停止を指す。

専利権の帰属について紛争を生じた場合、帰属紛争の当事者は第三者として無効宣告審理手続への参加を請求することができる。

第八章 専利の登録と専利公報

第 89 条 国務院専利行政部門は専利登録簿を設け、専利出願と専利権に関する次に掲げる事項を登録する。

- ___ (一) 専利権の付与
- ___ (二) 専利出願権、専利権の移転
- ___ (三) 専利権の質権の設定、保全及びその解除
- ___ (四) 専利実施許諾契約の届出
- ___ (五) 国防専利、秘密専利の秘密解除
- ___ (六) 専利権の無効宣告
- ___ (六七) 専利権の消滅
- ___ (七八) 専利権の回復
- ___ (九) 専利権の存続期間の補償
- ___ (十) 専利実施の開放許諾
- ___ (八十一) 専利実施の強制許諾
- ___ (九十二) 専利権者の氏名又は名称、国籍と住所の変更

第 90 条 国務院専利行政部門は専利公報を定期的に出版し、次に掲げる内容を公開又は公告する。

- ___ (一) 発明専利出願の書誌的事項と要約
- ___ (二) 発明専利出願の実体審査請求と国務院専利行政部門が発明専利出願に対し自ら実

体審査を行う旨の決定

- ___ (三) 発明専利出願公開後の拒絶、取り下げ、みなし取り下げ、みなし放棄、回復及び移転
- ___ (四) 専利権の付与及び専利権の書誌的事項
- ___ (五) ~~発明専利又は~~実用新案専利に係る要約、意匠専利に係る一枚の図面又は写真
- ___ (六) 国防専利、秘密専利の秘密解除
- ___ (七) 専利権の無効宣告
- ___ (八) 専利権の消滅、回復
- ___ (九) 専利権の存続期間の補償
- ___ (十) 専利権の移転
- ___ (十一) 専利実施許諾契約の届出
- ___ (十二一) 専利権の質権の設定、保全及びその解除
- ___ (十三) 専利実施の開放許諾の事項
- ___ (十四二) 専利実施強制許諾の付与
- ___ (十五三) 専利権者の氏名又は名称、住所の変更
- ___ (十六四) 公告による文書の送達
- ___ (十七五) 国務院専利行政部門による更正
- ___ (十八六) その他の関連事項

第 91 条 国務院専利行政部門は専利公報、発明専利出願の単行本及び発明専利、実用新案専利、意匠専利の単行本を提供しなければならない、公衆による無料の閲覧に供しなければならない。

第 92 条 国務院専利行政部門は、互惠の原則に基づいて、他の国、地域の専利機関又は広域専利組織との専利文献の交換に責任を負う。

第九章 料金

第 93 条 国務院専利行政部門に専利出願とその他の手続きを行う際に、次に掲げる料金を納付しなければならない。

- (一) 出願料、出願付加料、公開印刷料、優先権主張料
- (二) 発明専利出願実体審査料、復審料
- (三) ~~専利登録料、公告印刷料、~~年金
- (四) 権利回復請求料、期間延長請求料
- (五) 書誌的事項変更料、専利権評価報告請求料、無効宣告請求料

前項に掲げた各種料金の納付基準は、国務院価格管理部門、財政部門と国務院専利行政部門によって共同で定めるものとする。

第 94 条 専利法とこの細則に規定する各種の料金は、国務院専利行政部門の規定に従いに直接納付しなければならない。~~することもでき、郵便振込又は銀行振込、又は国務院専利行政部門が規定したその他の方法により納付することもできる。~~

~~郵便振込又は銀行振込による納付の場合は、国務院専利行政部門宛ての振込伝票に出願番号又は専利番号及び納付する料金の名称を正確に明記しなければならない。本項の規定に適合しない場合は、納付手続きを行っていないものとみなす。~~

国務院専利行政部門に料金を直接納付する場合は、納付の当日を納付日とする。郵便振込で料金を納付した場合は、郵便局の振込処理の消印日付を納付日とする。銀行振込で料金を納付した場合は、銀行が実際に振込処理を行った日を納付日とする。

専利料金の過払い、二重払い、誤納付の場合、当事者は納付日より3年以内に、国務院専利行政部門に返納請求を提出することができ、国務院専利行政部門は返還しなければならない。

第95条 出願人は出願日より2月以内又は受理通知書を受け取った日より15日以内に、出願料、公開印刷料と必要な出願付加料を納付しなければならない。期間を経過しても納付されていない場合又は納付額が不足の場合は、その出願は取り下げたものとみなす。

出願人が優先権を主張する場合、出願料金の納付と同時に優先権主張料を納付しなければならない。期間を経過しても納付されていない場合又は納付額が不足の場合は、優先権が主張されていないものとみなす。

第96条 当事者が実体審査又は復審を請求する場合は、専利法及びこの細則で規定された関連期限内に料金を納付しなければならない。期間を経過しても納付されていない場合又は納付額が不足の場合は、請求が提出されていないものとみなす。

第97条 出願人は登録手続きを行う際、~~専利登録料、公告印刷料及び~~専利権が付与されたその年の年金を納付しなければならない。期間を経過しても納付されていない場合又は納付額が不足の場合は、登録手続きが行われなかったものとみなす。

第98条 専利権が付与されたその年以降の年金は、前年度の期間の満了前に納付しなければならない。専利権者が納付されていない場合又は納付額が不足の場合、国務院専利行政部門は年金納付期間の満了日より6月以内に追納すると同時に滞納金を納付することを専利権者に通知しなければならない。滞納金の金額は、所定の納付期間を1月超過する毎に、その年の年金全額の5%を加算して計上する。期間を経過しても納付されていない場合は、専利権は納付すべき年金の納付期間を満了する日より消滅するものとする。

第99条 権利回復請求料はこの細則に規定する関連期間内に納付しなければならない。期間を経過しても納付されていない場合又は納付額が不足の場合、請求が提出されていないとみなす。

期間延長請求料は相応する期間を満了する日前に納付しなければならない。期間を経過しても納付されていない場合又は納付額が不足の場合は、請求がされていないとみなす。

書誌的事項変更料、専利権評価報告請求料、無効宣告請求料は、請求を提出する日より1月以内に納付しなければならない。期間を経過しても納付されていない場合又は納付額が不足の場合は、請求が提出されていないとみなす。

第 100 条 出願人又は専利権者がこの細則で規定された各種料金の納付が困難な場合、規定に基づいて国務院専利行政部門に軽減又は猶予を請求することができる。軽減又は猶予の方法については、国務院財政部門が国務院価格管理部門、国務院専利行政部門と共同で定めるものとする。

新設第 100 条の一 専利権の存続期間の補償及び薬品専利権の存続期間の補償の手続において、専利権者は規定に従い関連の費用を納付しなければならない。

第十章 国際出願に関する特別規定

第 101 条 国務院専利行政部門は専利法第 2019 条の規定に基づいて、特許協力条約に基づいて提出された専利国際出願を受理する。

特許協力条約に基づいて出願されかつ中国を指定国とする専利国際出願²⁰（以下、「国際出願」という）が国務院専利行政部門の処理段階への移行（以下、「中国への国内段階移行」と略称する）に係る条件と手続きはこの章の規定を適用するものとする。この章に規定されていないものについては、専利法及びこの細則のその他各章の関連規定を適用するものとする。

第 102 条 特許協力条約に基づいてすでに国際出願日が確定され、かつ中国を指定国とした国際出願は、国務院専利行政部門に提出された専利出願とみなされ、当該国際出願日は専利法第 28 条にいう出願日とみなす。

第 103 条 国際出願の出願人は、特許協力条約第 2 条にいう優先日（この章では“優先日”と略称する）より 30 月以内に、国務院専利行政部門に中国への国内段階移行手続きを行わなければならない。出願人が当該期間内に当該手続きを行わなかった場合、期間猶予料を支払った後、優先日より 32 月以内に中国への国内段階移行手続きを行うことができる。

第 104 条 出願人はこの細則第 103 条の規定に基づいて中国への国内段階移行手続きを行う場合、次に掲げる要件を満たさなければならない。

（一）中国語で中国への国内段階移行の書面声明²¹を提出し、国際出願番号と付与を求め専利権の種類を明記すること

（二）この細則第 93 条第 1 項に規定する出願料金、公開印刷料を納付し、必要なときはこの細則第 103 条に規定する期限猶予料を納付すること

（三）国際出願が外国語で提出された場合、国際出願日における国際出願の明細書²²と請求の範囲の中国語翻訳文を提出すること

（四）中国への国内段階移行の書面声明において、発明創造の名称、出願人の氏名又は名称、住所と発明者の氏名を明記し、前記内容は世界知的所有権機関国際事務局（以下「国際事務局」と略称する）における記録に一致しなければならない。国際出願に発明者が明記さ

²⁰ 日本の「国際特許出願」と同義である。

²¹ 日本の「国内書面」に相当する書類である。

²² 訳注：原文は「原始国際出願の明細書」である。

れていなかった場合、前記声明において発明者の氏名を明記すること

(五) 国際出願が外国語で提出された場合、要約の中国語翻訳文を提出し、図面と要約の図面がある場合、図面の副本と要約の図面の副本を指定提出し、図面において文字がある場合、対応の中国語に書き換えること。~~国際出願が中国語で提出された場合、国際公開公報における要約と要約の図面の副本を提出すること~~

(六) 国際段階においてすでに国際事務局にて出願人変更手続きをした場合は、必要なときは変更後の出願人が出願権を有することの証明材料を提出すること

(七) 必要なときはこの細則第 93 条第 1 項に規定される出願付加料を納付すること

本条第 1 項第 (一) 号乃至第 (三) 号の要求に適合する場合、国務院専利行政部門は出願番号を付与し、国際出願の中国への国内段階移行の日付（以下「移行日」と略称する）を明確にし、かつ出願人にその国際出願がすでに中国への国内段階移行を完了した旨を通知しなければならない。

国際出願がすでに中国への国内段階に移行したが、本条第 1 項第 (四) 号乃至第 (七) 号の要件を満たさない場合、国務院専利行政部門は指定期間内に補正することを出願人に通知しなければならない。期間を経過しても補正されていなかった場合、その出願は取り下げたものとみなす。

第 105 条 国際出願は次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該国際出願の中国における効力は消滅するものとする。

(一) 国際段階において、国際出願が取り下げられ若しくは取り下げたものとみなされ、又は国際出願の中国の指定が取り下げられた場合

(二) 出願人が優先日より 32 月以内に、この細則第 103 条の規定に基づいて中国への国内段階移行手続きを行わなかった場合

(三) 出願人が中国への国内段階移行手続きを行ったが、優先日より 32 月の期間を経過してもこの細則第 104 条第 (一) 号乃至第 (三) 号の要件に適合していない場合

前項第 (一) 号の規定に基づいて、国際出願の中国における効力が消滅した場合、この細則第 6 条の規定は適用しない。前項第 (二) 号、第 (三) 号の規定に基づいて国際出願の中国における効力が消滅した場合、この細則第 6 条第 2 項の規定は適用しない。

第 106 条 国際出願が国際段階において補正され、出願人が補正された出願書類を基礎に審査することを求める場合は、移行日より 2 月以内に補正された部分の中国語翻訳文を提出しなければならない。当該期間内に中国語翻訳文が提出されていなかった場合、国務院専利行政部門は、出願人が国際段階において提出した補正を考慮しない。

第 107 条 国際出願に係る発明創造が、専利法第 24 条第 (二) 号又は第 (三) 号に掲げるいずれの場合に該当し、国際出願の提出時に声明した場合、出願人は中国への国内段階移行の書面声明においてその旨を説明し、かつ移行日より 2 月以内にこの細則第 30 条第 3 項で規定された関連証明文書を提出しなければならない。その旨の説明がなかった場合又は期間を経過しても証明書類が提出されていなかった場合、その出願には専利法第 24 条の規定を適用しない。

第 108 条 出願人が特許協力条約における規定に基づいて生物材料の試料の寄託について

説明を行った場合は、この細則第 24 条第 (三) 号の要求を満たしているものとみなす。出願人は中国への国内段階移行の声明において、生物材料の試料の寄託事項を記載した書類及び当該書類における具体的な記載箇所を明らかにしなければならない。

出願人は、国際出願日における国際出願の明細書において生物材料の試料の寄託事項についてすでに記載しているが、中国への国内段階移行の声明において明らかにされていない場合、移行日より 4 月以内に補正しなければならない。期間を経過しても補正されていない場合、当該生物材料についての寄託が提出されていないものとみなす。

出願人が移行日より 4 月以内に国務院専利行政部門に生物材料の試料の寄託証明書と生存証明書を提出した場合は、この細則第 24 条第 (一) 号に規定された期限内に提出したものとみなす。

第 109 条 国際出願に係る発明創造が遺伝資源に依存して完成された場合、出願人は国際出願の中国への国内段階移行の書面声明において説明しなければならない、かつ国務院専利行政部門が制定した表に記入しなければならない。

第 110 条 出願人が国際段階にすでに一の又は複数の優先権を主張し、中国への国内段階に移行する際に当該優先権主張が引き続き有効である場合は、すでに専利法第 30 条の規定に基づいて書面による声明を提出したものとみなす。

出願人は移行日から 2 月以内に優先権主張の料金を納付しなければならない。期間を経過しても納付されておらず又は納付額が不足の場合、当該優先権は主張していなかったものとみなす。

出願人は国際段階ですでに特許協力条約の規定に基づいて、先の出願の書類の副本を提出していた場合、中国への国内段階移行の手続きの際に国務院専利行政部門に先の出願の書類の副本を提出する必要がない。出願人が国際段階において先の出願の書類の副本を提出していなかった場合、国務院専利行政部門が必要と認めたときは、出願人に指定期間内に補足することを通知することができる。期間を経過しても出願人が補足していない場合、その優先権主張が提出されていないものとみなす。

第 111 条 優先日より 30 月の期間を満了する前に、国務院専利行政部門に国際出願の早期処理及び審査を請求する場合、出願人は中国への国内段階移行手続きをしなければならないほか、特許協力条約第 23 条第 2 項の規定に基づいて請求しなければならない。国際事務局がまだ国務院専利行政部門に国際出願を伝送してきていない場合、出願人は認証を経た国際出願の副本を提出しなければならない。

新設第 111 条の一 国際出願で優先権主張を行い、国際出願日が優先権期間満了後 2 月以内の場合、国際段階で出願人が優先権の回復を請求していなかったとき、又は回復を請求したが受理官庁に許可されていなかった場合、出願人は移行日から 2 月以内優先権の回復を請求することができる。国際段階で受理官庁がすでに回復を許可した場合、新設第 31 条の一の要件を満たしているとみなす。

優先権主張が国際段階で提出されていなかったとみなされ、かつ国際事務局が当該情報を公開した場合、出願人は移行日から 2 月以内に優先権の回復を請求することができる。

第 112 条 実用新案専利の取得を求める国際出願について、出願人は移行日より 2 月以内

に自発的に専利出願書類を補正することができる。

発明専利権の取得を求める国際出願は、この細則第 51 条第 1 項の規定を適用するものとする。

第 113 条 出願人は、提出した明細書、請求の範囲又は図面における文字の中国語翻訳文に誤記があることに気付いた場合、次に規定する期間内に国際出願日における国際出願書類に基づいて訂正することができる。

(一) 国務院専利行政部門が発明専利出願の公開又は実用新案専利権の公告の準備作業を完了する前

(二) 国務院専利行政部門が発行した発明専利出願が実体審査段階に入る旨の通知書を受領した日より 3 月以内

出願人が翻訳文の誤訳を訂正する場合、書面による請求を提出し、かつ所定の誤訳訂正の料金を納付しなければならない。

出願人は国務院専利行政部門による通知書の要求に基づいて誤訳を訂正する場合、指定期間内で本条第 2 項に規定する手続きを行わなければならない。期間を経過しても所定の手続きが行われていない場合、当該出願は取り下げたものとみなす。

第 114 条 発明専利権の取得を求める国際出願について、国務院専利行政部門は初歩的審査を経て専利法とこの細則の関連規定に適合していると認めた場合、専利公報で公表しなければならないが、国際出願が中国語以外の言語で提出されている場合、出願書類の中国語翻訳文を公表しなければならない。

発明専利権の取得を求める国際出願は、国際事務局が中国語により国際公開された場合、国際公開日 又は国務院専利行政部門による公表の日 から専利法第 13 条の規定が適用される。国際事務局により中国語以外の言語で国際公開された場合、国務院専利行政部門による公表の日から専利法第 13 条の規定が適用される。

国際出願について、専利法第 21 条と第 22 条にいう公開は本条第 1 項に規定する公表を指す。

第 115 条 国際出願に二以上の発明又は考案が含まれた場合、出願人は移行日よりこの細則第 42 条第 1 項の規定に基づいて分割出願を提出することができる。

国際段階において、国際調査機関又は国際予備審査機関が、国際出願が特許協力条約に規定する単一性の要件に適合していないと認めたときであって、出願人が規定に従い付加得を納付しなかったために、国際出願のいくつかの部分について国際調査が行われなかった又は国際予備審査が行われなかったことになり、中国への国内段階に移行したときに、出願人が前記部分を審査の基礎とすることを求めており、国務院専利行政部門が国際調査機関又は国際予備審査機関の発明の単一性についての判断が正しいと認めた場合は、指定期間内に単一性回復料を納付することを出願人に通知しなければならない。期間を経過しても納付されておらず又は納付額が不足の場合、国際出願において調査が行われていなかった又は国際予備審査が行われていなかった部分は取り下げたものとみなす。

第 116 条 国際出願が、国際段階において関係国際機関に国際出願日の付与が拒絶され、又は取り下げたものとみなされると宣告された場合、出願人は通知を受領した日より 2 月

以内に、国際出願書類のフォルダにおけるいかなる書類の副本の国務院専利行政部門への転送も国際事務局に請求し、かつ当該期間内に国務院専利行政部門にこの細則第 103 条に規定する手続を取ることができる。国務院専利行政部門が国際事務局から伝送された書類を受領した後、国際機関が行った決定が正しいか否かについて再検査しなければならない。

第 117 条 国際出願に基づいて付与された専利権が、誤訳により、専利法第 5964 条の規定に基づいて特定した保護範囲が国際出願の原文によって表現された範囲を超えてしまった場合、原文に基づいて限定された後の保護範囲を基準とする。保護範囲が国際出願の原文によって表現された範囲より狭くなってしまった場合は、権利付与時の保護範囲を基準とする。

新設第十一章 意匠国際出願の特別規定

新設ハーグ特別章の一 国務院専利行政部門は、専利法第 19 条第 2 項、第 3 項の規定に基づいて、意匠の登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という）の登録、かつ中国を指定する意匠国際出願（以下「意匠国際出願」という）を処理する。

国務院専利行政部門が意匠国際出願に対する処理の条件及び手続はこの章の規定を適用し、この章に規定されていなかった場合は、専利法及びこの細則における他の各章の関連規定を適用する。

新設ハーグ特別章の二 出願人は国際事務局に意匠の国際出願することができ、国務院専利行政部門を通じて意匠の国際出願をすることができる。

国務院専利行政部門による意匠国際出願は、所定の条件を満たさなければならない。法律違反、社会道徳又は公共利益を妨害する情報が含まれているものは、提出することができない。

新設ハーグ特別章の三 ハーグ協定に基づいて国際登録日が確定されかつ中国を指定した意匠国際出願は、国務院専利行政部門に提出された意匠登録出願とみなし、当該国際登録日は専利法第 28 条でいう出願日とみなす。

新設ハーグ特別章の四 国際事務局が意匠の国際出願を国際公開した後、国務院専利行政部門は意匠国際出願を審査し、審査の結果を国際事務局に通知する。

意匠国際出願の出願人が国務院専利行政部門に関連の手続を行うときに、中国語を使用して、規定を満たす関連の書類を提出し、かつ専利法第 18 条の規定に基づいて手続を行わなければならない。

新設ハーグ特別章の五 意匠の国際出願の国際事務局による公開に 1 つ又は複数の優先権を含む場合は、専利法第 30 条の規定に基づいて書面の声明を行ったものとみなす。

意匠国際出願の出願人が優先権を主張する場合は、国際出願の公開の日から 2 月以内に最初に提出した専利出願の副本を提出しなければならない。先の出願書類の副本に記載された出願人と後の出願の出願人とが一致していない場合、出願人は関連の証明書類を提出しなければならない。出願人が期間を満了しても提出していない場合、優先権を主張しな

かったものとみなす。

新設ハーグ特別章の六 出願人が専利法第 24 条第 (二) 号又は第 (三) 号に掲げる場合に該当することを主張する場合、意匠国際出願の出願時に声明し、かつ国際出願の公開の日から 2 月以内規定を満たした証明書類を提出しなければならない。

出願人が専利法第 24 条第 (一) 号又は第 (四) 号に掲げる場合に該当することを主張する場合、 国務院専利行政部門が必要と認めるとき、出願人にして期間内 意匠国際出願の出願時に声明し、かつ国際出願の公開の日から 2 月以内規定を満たした証明書類を提出しなければならない。

新設ハーグ特別章の七 1 件の意匠国際出願に 2 以上の意匠が含まれた場合、出願人は当該国際出願の国際事務局による公開の日から 2 月以内、国務院専利行政部門に分割出願し費用を納付することができる。

新設ハーグ特別章の八 意匠の国際出願の国際事務局による公開のうち意匠の要点を含む説明書を含む場合、この細則第 28 条の規定に基づいて簡単な説明が提出されたものとみなす。

新設ハーグ特別章の九 意匠国際出願が国務院専利行政部門の審査を受け、拒絶理由が発見されていない場合、国務院専利行政部門が保護を与える決定を行い、国際事務局に通知する。

新設ハーグ特別章の十 国務院専利行政部門が保護を与える決定をした後、公告を行い、当該意匠専利権は公告の日から効力が発生する。

新設ハーグ特別章の十一 すでに国際事務局で権利変更手続を行った場合、出願人は国務院専利行政部門に関連の証明材料を提供しなければならない。

第十二章 附則

第 118 条 国務院専利行政部門の同意を経て、何人もすでに公開又は公告された専利出願書類のフォルダ²³及び専利登録簿を閲覧又は複製することができ、かつ国務院専利行政部門に専利登録簿の副本の発行を請求することができる。

取り下げたものとみなされ、拒絶され又は自発的に取下げた専利出願書類のフォルダは、当該専利出願が失効した日より満 2 年以降は保管しない。

すでに放棄され、権利の全部無効と宣告され、又は消滅した専利権の書類は、当該専利権が失効した日より満 3 年以降は保管しない。

第 119 条 国務院専利行政部門に出願書類を提出し又は各種手続を行う場合は、出願人、専利権者、その他の利害関係人又はその代表者が署名又は捺印しなければならない。専利代理機構に委任した場合は、専利代理機構が捺印する。

署名又は押印が電子形式のファイルにおいては電子署名のことをいう。

発明者の氏名、専利出願人と専利権者の氏名又は名称、国籍及び住所、専利代理機構の名称、住所及び代理師~~人~~の氏名の変更を請求する場合は、国務院専利行政部門に書誌的事

²³ 日本でいう「包袋」と同義である。

項の変更手続を取らなければならない、~~かつ必要なときは~~変更理由の証明材料を添付しなければならない。

第 120 条 国務院専利行政部門に出願又は専利権に関する書類を郵送する場合、書留書状を使用しなければならない、小包を使用してはならない。

最初の出願書類を提出する場合を除き、国務院専利行政部門に各種書類を提出し及び各種手続を行う場合、出願番号又は専利番号、発明創造の名称及び出願人又は専利権者の氏名又は名称を記載しなければならない。

一通の書状中には同一出願の書類しか含まれない。

~~第 121 条 各種出願書類はタイピングし又は印刷し、筆跡は黒色を呈し、整然で鮮明でなければならない、かつ塗りつぶすことによる訂正をしてはならない。図面は製図道具及び黒色インクを用いて作成しなければならない、線は均一でかつ鮮明でなければならない、かつ塗りつぶすことによる訂正をしてはならない。~~

~~願書、明細書、請求の範囲、図面及び要約は各々アラビア数字を用いて通し番号を付与しなければならない。~~

~~出願書類の文字部分は横書きとしなければならない。紙は片面の使用に限られる。~~

第 122 条 国務院専利行政部門が専利法及びこの細則に基づいて専利審査指南を作成する。

第 123 条 この細則は 2001 年 7 月 1 日より実施する。1992 年 12 月 12 日に国務院が修正を許可し、1992 年 12 月 21 日に中国専利局が公布した「中華人民共和国専利法実施細則」は同時に廃止する。